

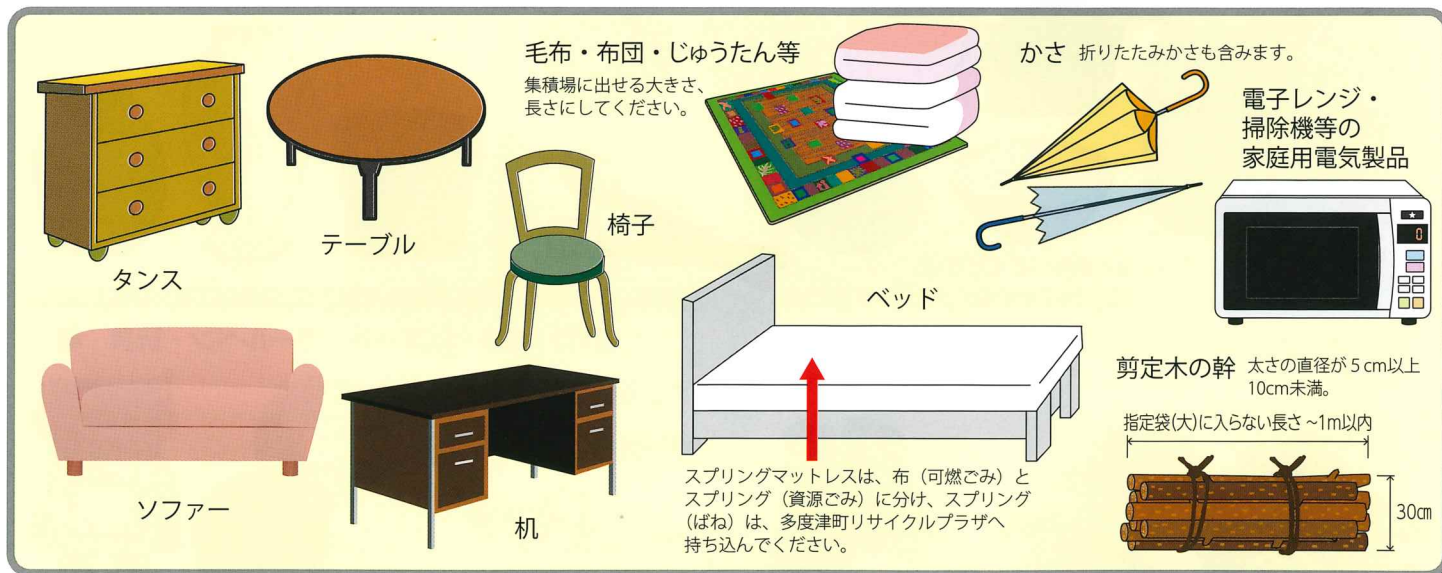
家庭から出た

粗大ごみの出し方

- 粗大ごみとは、可燃指定袋や不燃指定袋に入らない大きさのごみ(資源ごみは除く)で、タンス・布団・机など及び使用済小型家電回収ボックスに入らない大きさの家庭用電気製品が該当します。
- 特定家庭用機器廃棄物(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)やパソコンは集積場には出せません。

● **大型の物や重量物、一時多量(30kg以上又は、縦・横・高さが各1m以上2m未満の物や家具等)の場合は、多度津町リサイクルプラザへ搬入してください。(30kgを超えると処理手数料が必要になります)**

- **太さの直径が5cm以上10cm未満で指定袋(大)に入らない長さの剪定した木の幹は、長さ1m以内に切って紐で縛って出してください。一束の直径は30cm以内にしてください。ただし、可燃指定袋に入る長さに切った場合は、可燃指定袋に入れて出してください。(直径5cm未満の小枝と葉は、可燃指定袋に入れて出してください)**
- 毛布・布団・じゅうたん・カーテン等は、1枚ずつロール状に固く縛って出してください。
- 傘(数本ある場合は紐で縛って束ねて出してください)
- たてす・すだれ・ござは1m未満に切って紐で縛って出してください。(可燃指定袋に入る大きさの物は可燃指定袋に入れて出してください)



主な粗大ごみの品目

● 30kg以上又は1m以上のものは集積場には出せません。

犬小屋	健康器具・トレーニング器具	タンス	電話台	マットレス(スプリングなし)
ベビーカー	座椅子	椅子	電気カーペット	食器洗い機
チャイルドシート	座卓	ビーチパラソル	毛布・布団	食器乾燥機
すべり台(子ども遊具)	剪定ごみ(上記参照)	ベニヤ板・コンパネ	じゅうたん・カーテン等(上記参照)	鏡台・姿見
ブランコ(子ども遊具)	たてす・すだれ・ござ(上記参照)	ベッド	エレクトーン	空気清浄機(冷媒ガス入りは除く)
ゴルフバック	ソファ	畳	コタツ	扇風機
スキー用具	食器棚	棚	下駄箱	掃除機
物干し竿	レンジ台	机	スーツケース	プリンター
物干し台(コンクリ台付を含む)	米びつ(台所用)	テレビ台	OAスタンド(パソコンラック)	衣装ケース
電子レンジ	ファンヒーター	電気ストーブ	炊飯器	家庭用電気製品(特定家庭用機器以外)

多度津町リサイクルプラザへの持ち込時間

水曜日を除く 平日の午前8時30分～午後4時まで

ごみ処理手数料 ● 処理手数料は、下記のとおりです。

家庭ごみ	可燃・不燃ごみ	指定袋に入れてください。	事業ごみ	可燃	指定袋に入れて、10kg毎に 200円
	粗大ごみ	30kg以下無料 30kg超過10kg毎に100円		粗大ごみ	10kg毎に 200円
	資源ごみ	無料です。		資源ごみ	10kg毎に 30円

リサイクルプラザに持ち込みができるごみ(集積場所には出せないごみです)

特定家庭用機器廃棄物	特定家庭用機器廃棄物【エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶、プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機】の処分には、費用として①リサイクル料金、②収集運搬料金が必要です。購入先または買換え先の販売店へ依頼してください。(購入されたお店が廃業したり遠方などで処理を依頼できない場合は、「多度津町リサイクルプラザ」にご相談ください) 町で処分する場合は、郵便局で品名メーカー名を申し出て①リサイクル料金を支払い「家電リサイクル券」を受取り、多度津町リサイクルプラザへ現品と②収集運搬料金(1品ごとに2,000円)をお持ちください。
事業ごみ	会社や店、または個人の事業により生じたごみの内、事業系一般廃棄物に該当するもの。(紙類・缶・ペットボトル・生ごみ等)多度津町リサイクルプラザまで搬入してください。(有料)
その他	50cc以下のオートバイ(ガソリン、オイル、バッテリーは取り除く)、1m以上2m未満の家具等(タンス・応接セット・机・ベット・マッサージ器・畳・ポータブルトイレ・エレクトーン・オルガン・物干し竿(台付き)・サッシ・戸・フェンス・ドラム缶・アコーディオンカーテン等)は、多度津町リサイクルプラザまで搬入してください。(30kg超過有料) パーソナルコンピューターは、個人情報情報を事前に削除してから多度津町リサイクルプラザまで搬入してください。

注意

収集および持ち込みができないごみ

専門の業者等に依頼して処理してください。
不法投棄は5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金または併科です。

- タイヤ、バッテリー、消火器、廃油(機械油)、塗料等、有害物質を含むもの等
- 土、砂、岩石、タイル、コンクリート等
- ガスボンベ、農機具、農薬、劇薬、農業用ビニール、漁網(ネット類含む)等
- 請負工事で発生(事業系)したもの等
- その他、収集処理に支障を及ぼすもの(仏壇・ピアノ・金庫・フロンガスが入っている機器)
- 産業廃棄物
- 車やオートバイの部品